

付録

議員提出議案第2号

「食品の安全に係る包括的法律制定と新行政組織設置、食品衛生法
抜本改正を求める意見書」の提出について

地方自治法第99条の規定により別紙のとおり意見書を提出する。

平成14年6月18日 提出

提出者

境港市議会議員	竹	内	祐	治
	米	村	一	三
	長	谷	正	信
	南	條	可	代子
	水	沢	健	一
	安	田	優	子
	岩	間	悦	子
	渡	辺	明	彦

食品の安全に係る包括的法律制定と新行政組織設置、食品衛生法
抜本改正を求める意見書

日本でも B S E が発生し、消費者は大きな衝撃を受けたが、さらに新たに牛肉を始めとする様々な偽装事件の続発により、消費者は食品の安全や表示に大きな不信と不安を抱くと共に、行政や事業者に対して大きな憤りを高めている。

近年、食品の安全では、O 1 5 7、ダイオキシン、遺伝子組み換え食品及び有害添加物の使用等、新しい問題も続出している。

こうした中で、今回の B S E 問題からは、生産者にとっても、消費者の健康や安全性を最優先することが、生産者と消費者の相互信頼や持続可能な農業生産につながる事が明らかになった。

現在、政府や国会等の場で、食品の安全に係る包括的法律（食品安全新法）の制定や新しい行政組織が平成 1 5 年度中に設置されるよう検討が行われているが、今日的な食品安全の社会システムを求める立場から、これらが積極的に促進されることが求められている。

しかし、その際には、消費者を最優先に位置づけ、国民の健康保護や食品の安全性を確保するものであることが第一義的に必要であり、生産振興から独立した食品安全組織であることや、「リスク分析」システムの確立、消費者の参加、情報公開などのリスクコミュニケーションの確立が必要である。同時に、実際の食品の安全を確保するための中心的な法律である食品衛生法を大幅に改正し、法律の目的に、「国民の健康保護」や「食品の安全性確保」を位置づけ、そのための行政の責務を明らかにし、具体的に食品の安全性が確保されるようにすること、また食品及び添加物の表示制度について、消費者の権利の観点から、総合的・一元的に見直すことが必要である。

よって、国においては、「国民の健康保護と食品の安全性を確保する」ことを目的とした「食品安全新法」の制定、新行政組織の設置を進め、同時に食品衛生法の抜本的改正や運用の強化について実施するよう強く要望する。

以上、地方自治法第 9 9 条の規定により意見書を提出する。

議員提出議案第3号

「地方分権の推進と自治体財政確立を求める意見書」の提出について

地方自治法第99条の規定により別紙のとおり意見書を提出する。

平成14年6月18日 提出

提出者

境港市議会議員 竹内 祐治
米村 一三
長谷 正信
南條 可代子
水沢 健一
安田 優子
岩間 悦子
渡辺 明彦

地方分権の推進と自治体財政確立を求める意見書

新しい時代を真の「地方の時代」とし、住民が誇りと展望を持った活力ある地域社会を創ることが求められている。また、地方分権一括法の施行により、地方分権型社会を構築するための改革がスタートしたが、改革は道半ばであり、地方の財政危機は一層深刻さを増している。

よって、真の地方分権を実現し、地方税財源の充実強化をはかるため、次の事項の実現について強く要望する。

記

- 1 .地方税・地方交付税等の地方一般財源を確保するために、必要な措置を講じること。
- 2 . 事務・権限とそれに伴う財源の移譲を今後一層推進すること。
- 3 . 市町村合併については、いかなる形であれ強制することのないよう十分留意すること。
- 4 . 市町村合併を意図した地方交付税基礎算定の見直しによる減額を行わないこと。
- 5 . 教育、福祉、公共事業等の国庫負担を削減しないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

